

# 令和元年 10 月報酬改定による変更点（表）

## 1 区分支給限度基準単位の変更

・居宅介護サービス費の区分支給限度基準単位は令和元年 10 月以降、以下の通り変更されます。

変更後（単位）		変更前（単位）	
要支援 1	5,032		5,003
要支援 2	10,531		10,473
要介護 1	16,765		16,692
要介護 2	19,705		19,616
要介護 3	27,048		26,931
要介護 4	30,938		30,806
要介護 5	36,217		36,065

※ 事業対象者は要支援 1 に準じます。

・外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費の限度単位数は、以下の通り変更されます。

(要支援 1) 5,032 ← 5,003    (要支援 2) 10,531 ← 10,473  
 (要介護 1) 16,294 ← 16,203    (要介護 2) 18,301 ← 18,149    (要介護 3) 20,398 ← 20,246  
 (要介護 4) 22,344 ← 22,192    (要介護 5) 24,442 ← 24,259    (※ 全て単位数表示)

## 2 サービス単位数(介護報酬)の変更

消費税率の引き上げに伴い、介護報酬が改定されました。多くのサービスで、本体報酬を中心に単位数に変更があります。令和元年 10 月からの新しいサービスコード表は、『楽すけネット』からもご確認いただけます。



『楽すけ』の業務開始前の画面で、「ヘルプデスクからのお知らせを確認する」にチェックを入れます。「インターネットに接続します」を「はい」で進んでください。

「楽すけネット」からのお知らせが表示されるので、「介護保険・総合事業サービスコード」をクリックしてご確認ください。

### 重要

#### バージョンアップをする前に月間ケアプランを作成していた場合

古い単位数で入力済みの内容は、バージョンアップを行っただけでは変更されません。大変恐れ入りますが、バージョンアップ後に月間ケアプランを一度削除し、新しい単位数で再入力をお願いいたします。

前回取得は可能です。バージョンアップ後は、月間ケアプランで 9 月から 10 月へ「前回取得」をすると、10 月分は新しい単位数で取得されます。

# 令和元年 10 月報酬改定による変更点（裏）

## 3 「介護職員等特定処遇改善加算」の追加

下記のサービスで新しい加算 **介護職員等特定処遇改善加算 I・II** が追加されます。

加算率等の詳細は、サービスコード表でご確認ください。(楽すけネットからサービスコード表を参照できます)

訪問介護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ (予防)訪問入浴介護  
通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ (予防)通所リハビリテーション  
(予防)特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ (予防)認知症対応型通所介護  
(予防)小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ (予防)認知症対応型共同生活介護  
介護福祉施設サービス ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ (予防)短期入所生活介護  
介護保健施設サービス ・ (予防)短期入所療養介護(老健) ・ 介護療養施設サービス  
(予防)短期入所療養介護(病院等) ・ 介護医療院サービス ・ (予防)短期入所療養介護(医療院)

(参考資料:「介護保険最新情報 Vol.719」厚生労働省老健局老人保険課発出)

『楽すけ』で「介護職員等特定処遇改善加算 I・II」を入力する方法は以下の通りです。

画面：月間ケアプラン » 追加ボタンから

追加ボタンから新たに入力するときには

サービス選択画面に「特定処遇改善加算」のプルダウンメニューが追加されています

※加算の設置箇所は、サービスの種類によって変わります。画像は一例です。

画面：月間ケアプラン » 空白行から

利用サービス / 提供事業者	回数	合計 / 限度管理	1			
時間	サービス内容	サービス事業者	単位数	単位合計	限度単位	火
09:30	身体1生活1	訪問介護ステーションメロン	4	315	1260	1260
10:30			0	315	0	0
	居宅支援I 1	楽すけ介護支援	1	1057	1057	1057
			0	1057	0	0

「サービス内容」空白行を W クリックして追加するときには

中分類で「処遇改善加算」を選択すると、現行の処遇改善加算の下に「特定処遇改善加算」が追加されています。

## 報酬改定時の「給付請求チェック」について

令和元年 10 月分など、報酬改定後の対象月を給付請求チェックした際、

**【Warning】** 月間ケアプランの単位数と介護給付費サービスコード表の単位数が一致しませんというメッセージが出た際は、該当者の月間ケアプランに、古いサービスコードが含まれていることを示しています。該当者の対象月の月間ケアプランに戻り、新しいサービスコードに変更をお願いいたします。